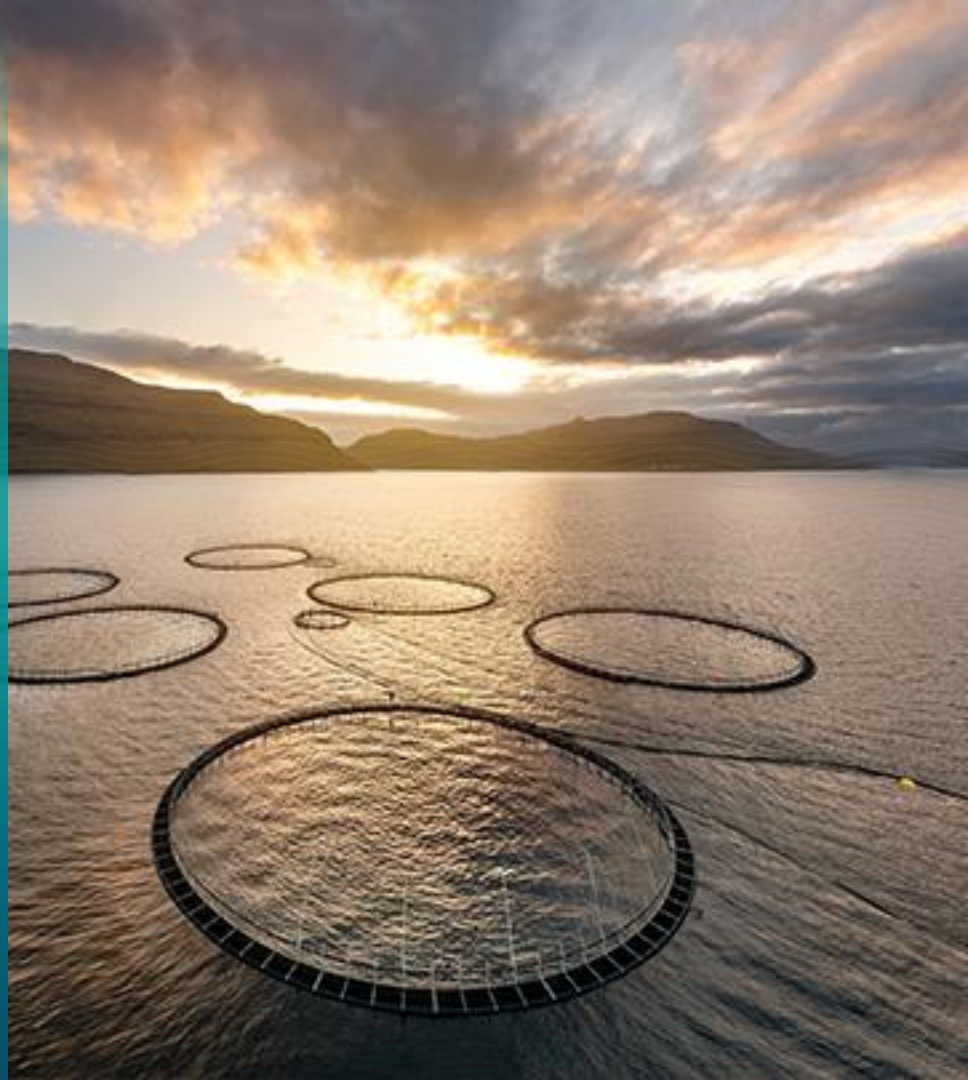


2.14 種苗生産過程

利害関係者とのコンサルテーション 2024年4月



**Setting The
Standard for
Seafood**



水産養殖管理協議会（ASC）の課題と取り組み

課題

- 養殖魚は、最終的な養殖場に出荷されるまで、生産過程に複数の拠点を経ることがあります。
- 生産過程の段階に応じて、池入れ前の孵化場や、最終的な養殖場、その間の中間養殖場といった、さまざまな生産フェーズがあります。
- こうした様々な養殖魚の生産拠点は、養殖場と一体化している場合もあれば、独立している場合もあります。
- 養殖場と同様に、**種苗生産場や中間養殖場**も環境や人権に影響を与える可能性があります。
- 魚種別に設定された既存のASC基準は、中間養殖場が対象範囲に入っておらず、種苗の対象範囲に漏れがあります。

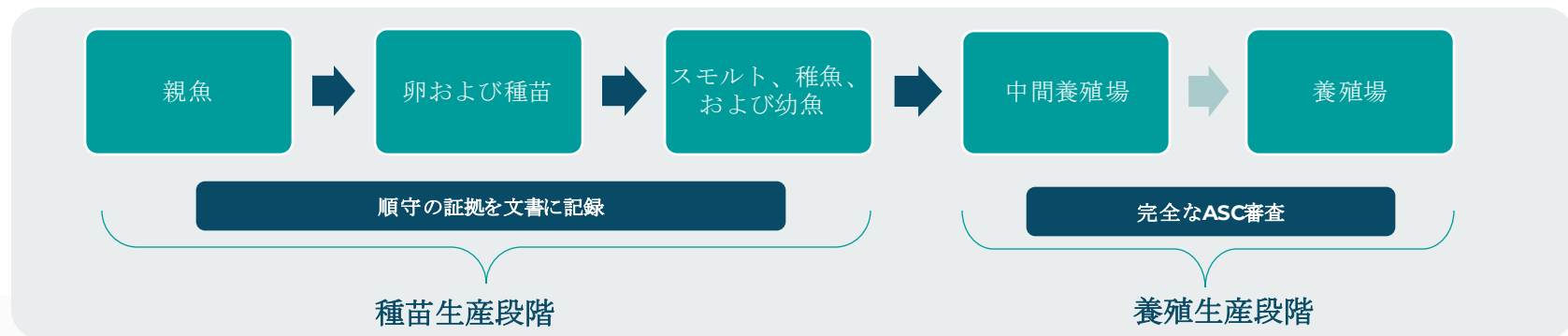
ASCの取り組み

- 最終養殖場前に利用される種苗生産施設や中間養殖場の影響をASC養殖場基準の対象に含めることで、より広範囲に説明責任を負わせることが可能になります。
- 養殖場は、種苗生産場が特定の法的、環境的、人権的、健康的、福祉的要件を満たしていることを確認しなければなりません。
- 現在、中間養殖場は完全にASC認証の対象となっています。

要件

種苗生産施設および中間養殖場

- この判定基準は、ASC認証養殖場で魚が飼育される前段階に使用された施設群（以下、「種苗生産施設」）の実力を審査する要件を策定することによって、ASC養殖場基準の対象範囲を拡大するものです。
- 中間養殖場に対して**完全なASC認証が必須**となりました。
- ASC養殖場基準では、種苗生産段階と養殖生産段階を次のように分類します。



- 種苗生産施設からストックを受け取る場合、育成生産者は、ASCウェブサイトに掲載されている「**ASC育成前サプライチェーン・マッピング・テンプレート**」を用いて、ASC製品の拡販に関与する種苗生産施設をマッピングする必要があります。

種苗生産施設と養殖場の区別

魚種群	フェーズ	養殖場段階の開始時期
スズキ、タイ、オオニベ、カレイ、セリオラ（ブリ類）、スギ、サケ、ヒレあり熱帯魚類	種親、卵、幼生、種苗、幼魚、スマルト	魚が生け簀に入った時点
淡水マス、パンガシウス、ティラピア		魚が10グラム以上になるか、養魚池に入った時点
エビ		エビがPL25になった時点
アワビ		育成養殖場系に移行した後
二枚貝		場所を移動した時点

要件

環境および健康と福祉に関する要件

ASC養殖場は種苗のサプライヤーが次に当てはまっていることを確認する必要があります。

- 人権、動物福祉、環境に適用される、すべての必要な法的ライセンスと許可を有すること
- 野生生物計画を策定し、絶滅危惧種や保護対象種の野生繁殖種を使用しないこと
- 保護地域やその他の保全措置が講じられた地域に立地していないこと
- マングローブ林などの自然の湿地帯を修復し、その転換を制限していること
- 逃亡魚防止計画、魚の健康と福祉に関する計画、バイオソリッド計画、廃棄物計画を策定していること
- 排水を少なくとも48時間保持する手順を設けていること
- 抗生物質は特定の条件下でのみ使用し、供給された動物の抗生物質処理について育成養殖場に開示すること
- 世界保健機関（WHO）により「人間の医療上最も甚大な影響を与える抗菌剤」として挙げられている抗菌剤を使用しないこと

要件

人権および労働条件に関する要件

ASC 養殖場は種苗生産サプライヤーが次に当てはまっていることを確認する必要があります。

- 強制、拘束、強制労働、児童労働、人身売買に関与または支援しないための手順を設けていること
- すべての従業員および採用応募者を平等に扱うための手順を設けていること
- 養殖場固有の安全衛生リスクを審査し、かつ研修を実施していること
- 従業員が労働者団体に加入し、団体交渉を行う自由があることを従業員に知らせる手順を設けていること
- 従業員、地域社会、先住民族および部族民による苦情の提示、処理、解決のための手順を設けていること

ASCストック状況記録テンプレート

稚魚や稚貝を供給する養殖場が記入した情報を下流サプライチェーンに渡す

- 魚のバッチに関連する情報を表に集約
- 種苗サプライヤー各社は、直接取り引きのあるサプライヤーから得るデータと自社データの双方を表に記載
- サプライヤーごとに別々の書式ではなく、単一のASCストック状況記録が魚や幼生のバッチすべてを網羅
- 情報が一貫している場合、1つのフォームに複数のバッチをまとめられる

魚種 :	
バッチ識別番号 :	
種親 :	
抗寄生虫剤処理 :	
抗生剤処理 :	
飼料 :	
ASCステータス :	
種苗生産バッチのサプライヤー企業名 :	
納品日 :	
氏名および署名 :	

現在の魚種基準の改善

ASC養殖場基準に準拠し、種苗生産施設の処遇をより厳格に指定

既存の魚種基準

- 既存のASC魚種別基準では、種苗生産施設の影響が完全な対象になっていません。種苗の影響に対応する要件に特化したセクションを含む基準もありますが、限られた数の要件しか含まれていない基準や、この段階に関する要求事項がまったく含まれていない基準もあります。
- 既存のASC魚種別基準は中間養殖場の影響を対象としていません。

新しいASC養殖場基準

- 種苗サプライヤーの、主要な法的、環境的、人権的、健康福祉的影響に一貫して対処します。
- 種苗の活動をASC審査メカニズムの対象とします。
- 中間養殖場も対象に含めるために認証の対象範囲を拡大します。



利点

水産養殖管理協議会がこのアプローチを取る理由

ASC養殖場基準に沿った種苗要件を定め、認証対象範囲に中間養殖場を含めることで、魚種別基準にあった差を縮めることができる



ASC養殖場基準の新たな要件は、サプライチェーン全体を通して、種苗生産施設が及ぼす影響をより明確にする



ASC養殖場基準は、種苗サプライヤーが満たすべき主要な要件に焦点を合わせ、説明責任と実現可能性のバランスを取っている



「ASC種苗サプライチェーン・マッピング・テンプレート」と「ASCストック状況記録テンプレート」により、順守を支援する



参加するには

Eメール : consultation@asc-aqua.org



資料は英語、スペイン語、ベトナム語、フランス語、ドイツ語、トルコ語、日本語、韓国語でご利用になれます



詳細なトピックのスライドは次のとおりです

2.4 外来魚種

2.6 水質

2.10 エネルギーの使用とGHG排出量

2.14 種苗

3.9 労働時間

4.3-4.4 魚の健康と福祉 - 締め方



水産養殖管理協議会 (ASC) 養殖場基準スライド ([リンク](#)) 

水産養殖管理協議会 (ASC) 養殖場基準全草稿 ([リンク](#)) 

アンケート ([リンク](#))



判定基準 2.14 - 種苗生産

指標：

指標 2.14.1	種苗生産施設からストックを受け取る場合 ⁵⁶ 、UoCは、ASCウェブサイトに掲載されている「ASC育成前サプライチェーン・マッピング・テンプレート」を用いて、その種苗生産施設がASC製品の拡販にどのように関与しているかをマッピングすること。
指標 2.14.2	UoCは、以下が遵守される場合にのみ、ASCとして幼生または魚をストックしなければならない（指標1.4.2も参照のこと）。 <ul style="list-style-type: none">• UoCは、ASC製品の栽培に関わる種苗生産施設（指標 2.14.1）が別紙14に適合していることを示し、幼生または魚のバッチに、ASCストック状態記録（別紙14、表2.14.3）が添付されていること。 または <ul style="list-style-type: none">• サプライヤーの育成養殖場がASC認証を受けており、かつ• 幼生または魚のバッチに、ASCストック状態記録（別紙14、表2.14.3）が添付されていること。
指標 2.14.3	育成養殖場は、「ASC温室効果ガスデータ提出テンプレート」を用いて、温室効果ガス（GHG）データを後続の育成養殖場に伝えるものとする。